

資料 3

広島県がん登録情報の利用申請に対する要領等の一部改正について

全国がん登録に係る広島県がん情報提供事務処理要領（令和元年 10 月 30 日施行）、広島県地域がん登録資料の利用手続要項（平成 15 年 5 月 12 日施行）の一部を次のように改正する。

（1）全国がん登録に係る広島県がん情報提供事務処理要領 第 1 1 条

改正後	改正前
<p>（申出文書の審査）</p> <p>第 1 1 条 知事は、受領した申出文書が前条の形式の点検に適合した場合は、提供の決定について様式 6－2 により審議会の意見を聴くものとする。ただし、<u>法第 20 条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、審議会の意見を聴くこととされていないが、必要に応じて審議会に意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>2 前項において、審議会の委員が提供依頼申出者もしくは利用者である場合、当該委員は、当該申出に係る部分については審査に参加できないものとする。</u></p>	<p>（申出文書の審査）</p> <p>第 1 1 条 知事は、受領した申出文書が前条の形式の点検に適合した場合は、提供の決定について様式 6－2 により審議会の意見を聴くものとする。ただし、<u>法第 20 条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、審議会の意見を聴くこととされていないが、必要に応じて審議会に意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

（2）広島県地域がん登録資料の利用手続要項 第 4 条

改正後	改正前
<p>（利用の基準）</p> <p>第 4 条 登録資料の利用申請があるときは、広島県健康福祉局長は、広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）に当該申請に係る登録資料の利用の可否について諮る。<u>ただし、委員会の委員が申請者もしくは共同研究者である場合、当該委員は、当該申請に係る部分については審査に参加できないものとする。</u></p>	<p>（利用の基準）</p> <p>第 4 条 登録資料の利用申請があるときは、広島県健康福祉局長は、広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）に当該申請に係る登録資料の利用の可否について諮る。</p>

2 改正理由

広島県がん対策推進委員会の委員が、広島県がん登録情報の利用申請における申請者もしくは共同研究者であった場合、全国がん登録情報、地域がん登録情報の提供について、法令、マニュアル、要領等に規定がされていないため。